

寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 4 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第7号

### 寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、特定保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)における保育(以下「保育」という。)の利用に関し必要な事項を定めるとともに、併せて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の規定による措置として行う保育について定めるものとする。

#### (入所手続)

第2条 その監護する児童を特定保育所に入所させ、保育の利用を希望する保護者は、保育所入所申込書(第1号様式)を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の申込書を受理したときは、必要な調査をし、保育が必要であると認められるときは保育所入所承諾通知書(第2号様式)により同項の承諾する旨を、保育が必要と認められないときは保育所入所不承諾通知書(第3号様式)により同項の承諾をしない旨を保護者に通知しなければならない。

#### (退所手続)

第3条 保護者は、特定保育所に入所している児童(以下「入所児童」という。)を退所させようとするときは、保育所退所届(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

#### (保育の解除)

第4条 町長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所児童の保育を解除することができる。

(1) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

(2) 疾病その他の理由のため、他の入所児童に影響を及ぼすおそれのある場合又は身心が虚弱なため、保育に適さない場合に至ったとき。

(3) その他保育を解除する必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により入所児童の保育を解除するときは、保育解除通知書(第5号様式)により保護者に通知しなければならない。

(費用の納期限)

第5条 保護者は、法附則第6条第4項の規定により徴収する費用(以下「費用」という。)の当月分をその月の末日(12月にあつては、翌年1月4日)までに、町長の指定する方法により納入しなければならない。

2 前項に規定する納期の末日が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(費用の減免)

第6条 町長は、保護者が費用を負担する資力がないと認めたとき又は特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(措置保育の基準)

第7条 第4条から前条までの規定は、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置として行う保育について準用する。この場合において、第4条(第1項第2号を除く。)中「入所児童」とあるのは「措置に係る児童」と、同号中「入所児童」とあるのは「保育を受けている児童」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第1項の規定による申込み及びそれに対する承諾の手続その他特定保育所における保育の利用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

保育所入所申込書（兼児童台帳）

年 月 日

（宛先） 寒 川 町 長

申込者（保護者） 住所

ふりがな

氏名

印

自 宅

電話

携帯：父

携帯：母

次のとおり、保育所への入所を申込みます。

なお、申込みにあたり世帯状況及び所得状況等を公簿等により確認することに同意します。

入所 児童	ふりがな		生 年 月 日	性 別	年齢（4月1日現在）
	氏名		年 月 日生	男 ・ 女	歳
	ふりがな		生 年 月 日	性 別	年齢（4月1日現在）
	氏名		年 月 日生	男 ・ 女	歳
希望する 保育所	第1希望		市・区 町・村	(希望理由)	
	第2希望		市・区 町・村	(希望理由)	
	第3希望		市・区 町・村	(希望理由)	
希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで（年度内・就学前）				
入所理由① 父・母 ( )	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 居宅内労働 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 家族の病気看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DVのおそれ <input type="checkbox"/> その他 ( )				
入所理由② 父・母 ( )	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 居宅内労働 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 家族の病気看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DVのおそれ <input type="checkbox"/> その他 ( )				
入所児童の 保育の状況 (記入時の状況)	<input type="checkbox"/> 自宅で保育している（誰が・・・） <input type="checkbox"/> 職場に連れて行く（誰が・・・） <input type="checkbox"/> 個人・親類に預けている（氏名 続柄） <input type="checkbox"/> 保育施設等に預けている（施設名）				
入所希望の 具体的内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				

## 保育所入所承諾通知書

年 月 日

寒川町長

様

申込みのありました保育所への入所について、次のとおり承諾いたします。

入所する児童の 氏名及び生年月日	氏 名 生年月日 平成 25 年 12 月 29 日生 年齢 歳児
入所する保育所の名称	
保育の実施期間	年 月 日 ~
保育料の階層・月額	
備 考 1 保育料について変更があった場合は、その旨通知します。 2 支給認定申請書及び保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出て下さい。 3 保育の実施期間中であっても保育所へ入所できる基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除します。	

保育所入所不承諾通知書

年 月 日

様  
( 歳)

寒川町長

年 月の保育所の入所につきましては、次の理由により入所できませんので通知いたします。

(理 由)

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

# 保 育 所 退 所 届

年 月 日

(宛先) 寒 川 町 長

保 護 者 住 所

保 護 者 氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり、保育所を退所させます。

退所児童	氏 名 生年月日 年 月 日生 歳児
保育所名	
退所年月日	年 月 日
退所理由	----- ----- ----- ----- ----- -----

第5号様式(第4条関係)

保育実施解除通知書	
年 月 日	
様	
寒川町長	
次のとおり、保育の実施を解除することといたしましたので通知します。	
保育の実施を解除する児童	氏 名 生年月日
保育所名	
保育の解除 年 月 日	年 月 日
解除理由	
備考	<p>この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に寒川町長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この通知を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p>